

令和元年度第2回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和元年5月10日(金) 開会 13:30～

2. 開催場所

岡垣町役場 301会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 7名

田原 一男	俵口 和義	青柳 政士	村田 和久
神谷 貢	木原 緑	大村 武彦	

欠席委員 5名

早苗 泰博	野中 利彦	井土 光徳	廣渡 秀雄
門司 雅門			

4. 委員会に附した議案

- 議案第 3号 農地改良届について
- 議案第 4号 農地の一時利用届について
- 議案第 5号 荒廃農地に係る非農地判断について

5. 事務局出席者

秋武 重成 秦 啓 三並 裕紀

議長 それでは、只今より第2回定例農業委員会を開催させていただきます。起立。礼。

全員 こんにちは。

議長 それでは現地確認について事務局お願いします。

事務局 はい、現地確認は5条が3件出ています。(1)糠塚字古野1308番1 他1筆、(2)内浦字名切1105番、(3)手野字雪仙799番1 の3件になります。以上です。

議長 はい、それではさっそく現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 それで再開いたします。議事に入ります前に議事録署名人を2番の青柳委員、4番の村田委員お願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明お願い致します。

事務局 はい、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。 令和元年5月10日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男

1件目はですね、譲受人、譲渡人は以下の通りの形となっておりますが、転用目的が陸砂採取の一時転用となっております。申請地については、糠塚字古野1308番1と同じく、1310番1の2筆となっております。地目はどちらも畑、面積は3007㎡と1901㎡となっております。区分は農振白地、権利内容は賃借権の設定という形になっております。 P3をお開き下さい。こちらが位置図ですね。先程見て頂いた申請地になっております。P4を開いて頂いて、こちらが字図になっております。転用される筆は1308-1、1310-1の2筆。同様に採るのが1311-1の山林の3筆について、一時利用が出ております。P5は現況平面図となっております。P6に行きまして、こちらが雨水排水計画図と計画平面図という形になっております。ちょっと段差があるかと思えますけれども、自然流下という形で矢印の方向に向かって雨水が流れていくという所。流れて行って先の境界には手掘りの側溝がありますので、それを通じて排水を行っていくと。被害防除としまして、境界から2m以上の保安距離をとりまして、塵芥防止策を設ける予定となっております。工事にはユンボにて積込み搬出となっております。P7は断面位置図、P8は縦断面図、P9は横断面図となっております。最大で約10m持っていくという所で計画がされています。1件目は以上になります。

議長 議案第3号1番について何かご意見、ご質問ございましたら。無いようでしたら質疑を終

わらせて頂きます。議案第3号1番についてご承認頂ける方は挙手をお願いします。ありがとうございます。それでは続きまして議案第3号2番について説明お願い致します。

事務局

P2をお開き下さい。こちら譲受人、譲渡人の2名ですね。こちら以下の通りとなっております。申請地は内浦字名切1105番地。地目が田で、面積が580㎡、区分は農振白地、権利内容が所有権移転。転用目的が自己用住宅兼モデルハウスとなっております。ページ数で言えばP11に位置図を載せて頂いています。P12は付近の見取図となっております。P13は実測平面図、P14は利用計画図という所となっております。半分がモデルハウスという所で農地の半分が来客用の駐車スペースという所で出来ております。残りの半分が住宅と建物となっております。被害防除としまして、周りの隣接地に2段積みのブロックを積むと。それと雨水については側溝に流し、下水については今こちら繋がっていませんので、近くの下水の所まで繋げていく申請中という所で計画されています。チェックリストをご覧ください。チェックリストの立地基準といたしましては、こちら下水が繋がっていないという所でございます、第2種農地と判断させて頂いております。第2種農地の代替規定として、他の土地3ヶ所について代替地検討を行いました。不採用という所で、第2種農地許可可能と判断させて頂きました。一般基準につきましては、資金計画書と融資証明でまず確認をとらせて頂きました。2番、こちらは登記簿と農地台帳で確認。3番についても事業計画書で許可後すぐに着工予定。6番の転用面積の妥当性というところ、こちらは先程もありましたモデルハウスも兼務するという所で、○と。8番については雨水については水路に流していくと、汚水は公共下水に繋げていくという所で○とさせて頂いております。以上になります。

議長

議案第3号2番について何かご意見、ご質問ございましたら。議案第3号2番についてご承認頂ける方は挙手をお願いします。ありがとうございます。続きまして、議案第3号3番について事務局お願い致します。

事務局

とりあえずお戻り頂いて、3番目ですね。譲受人、譲渡人は以下の通りとなっております。申請地は手野字雪仙799番1。地目が畑。面積は423㎡。区分は農振白地。権利内容は所有権移転。転用目的は駐車場という形になっています。P19に位置図を載せさせて頂いて、P20に付近見取り図、P21に現況平面図、断面図を載せさせて頂いております。P22に土地利用計画図という所で載せさせて頂いております。こちらは原型通りという形となっております。チェックリストを開いて頂いて、こちらについては第2種農地とさせて頂いております。10ha以上の農地ではないという事と、教育施設等ないという事で第3種ではない所で第2種とさせて頂いております。こちらやむを得ないという理由という所で、こちら代替地検討をして頂いています。それとこれは転用の追認となるため、代替地が無く、許可可能とさせて頂いております。一般基準につきましては、1番については資金計画、残高証明、こちら土地の代の売買のみの金額でありますので、○とさせて頂いております。2番についても登記簿と農家台帳で確認をさせて頂いております。3番についても現状のまま

使用という事で〇とさせて頂いています。6番についても事業計画により〇とさせて頂いています。8番についてですが、勾配が既についていて水路放流と、給水についてはなしで、現状のまま使用すると条件付きで水利承諾を得ていますので〇とさせて頂いております。以上になります。

議長 議案第3号3番について何かご意見、ご質問ございましたら。議案第3号3番にご承認頂ける方は挙手をお願いします。ありがとうございます。
それでは続きまして議案第4号、農用地利用集積計画（利用権の設定）の決定について事務局をお願いします。

事務局 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の決定について 農地の利用権の設定に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、審議及び決定を求める。令和元年5月10日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男 こちらは基盤強化法に基づく円滑化団体でありますJAを通じて利用権の設定をする計画となっています。P24をお開き頂いて、こちらは設定された面積を載せたものになっています。上段が貸借権、下段が使用貸借で合計が右下の方にそれぞれ載せさせて頂いております。P25については筆の件数となっております。上段、下段とも合計を下の方に載せさせて頂いております。詳細についてはP26～44までつけさせて頂いております。以上になります。

議長 議案第4号について何か質問等ございましたら。無いようでしたら質疑を終わらせて頂きます。議案第4号についてご承認頂ける方挙手をお願いします。ありがとうございます。
続きまして議案第5号荒廃農地に係る非農地判断について事務局をお願いします。

事務局 議案第5号荒廃農地に係る非農地判断について 調査の結果、農地法の運用について 第4の(3)に定める農地に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地としての決定を求める。令和元年5月10日 岡垣町農業委員会会長 田原一男 今回の非農地判断については、糠塚、山田、東黒山、西黒山、下戸切について調査を行ったものになります。こちら集計面積等についてはですね、ご覧のとおりとさせて頂いております。こちらについてはですね、「農地法上の農地ではない」ということでこちらでご判断頂いた場合ですね、総会等の今回の議決を経て、所有者に対して非農地通知を行う事になっています。今お手元に追加で非農地通知書を一枚紙でお配りしております。こちら行っていきます。こちらについては所有者の意志に関わらず、通知を行っていきますので、そのまま議決されれば行っていきたく思っております。写真をつけさせて頂きました。まず3つあったかと思えます。写真の所ですね、山林化と周囲の状況、物理的状況という所で3つに分けて写真を付けさせて頂きました。こちらは、山林化は森林の様子を態している。物理的状況では人力、又は農業用機械で整地が出来ないもの。もう一つが周囲の状況から見て農地として復元しても継続して利用す

る事が出来ないところ。この3つのパターンがですね、写真をつけさせて頂いております。具体的な内容、筆については、P46～P57まで掲載をさせて頂いております。説明については以上になります。

議長 それでは議案第5号荒廃農地に係る非農地判断について ご意見ございましたら。

大村委員 戸切岸元445番は柵をして農地として使用している。

事務局 152番戸切の岸元445については再度こちらで確認とさせて頂きたいと思います。

大村委員 写真があるので、それを見てもらいたい。再度現地確認をお願いします。

事務局 分かりました。445については再度確認をとってみます。

大村委員 この通知書が行って、本人が地目を申請するの？

事務局 そうですね、はい。

事務局 農家台帳から外していく形になります。農業委員会が農地ではないと判断するんですけども、地目上は本人が登記の変更を行わないとそのままとなります。

大村委員 どういう基準で今回の筆の非農地判断を行ったのか

事務局 今回推進委員の方が、利用状況調査で荒廃農地という事で、挙がってきた分に対して、私達がもう一度再度確認させて頂いてしてますので、それ以外については今の所OKだという所の判断を推進委員の方がしているのではないだろうか。

議長 他に。無いようでしたら議案第5号ご承認頂ける方は挙手をお願いします。ありがとうございます。それでは、続きましてその他の方に入らせて頂きます。その他について事務局をお願いします。

【その他の事項】

その他

1. 日程について

○福岡県農業会議北九州支部通常総会

日 時 令和元年 5月16日(木) 17:00～

場 所 はつしろ黒崎店
参集範囲 会長・事務局長

○平成31年度全国農業委員会会長大会

日 時 平成31年5月27日(月)～28日(火)
場 所 東京都
参集範囲 会長

2. 次回の日程について

日 時 6月 日 () 9時30分から
場 所 岡垣町役場 301会議室

議長 それでは、以上をもちまして第1回の定例農業委員会を終わらせて頂きます。起立、礼。
お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
